○総務省告示第百七十一号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）第二十二条の四第四項、第二十二条の十三第一項第三号、同条第五項、第二十二条の二十三、第二十二条の二十四、第三十五条の三第四項、別表第十九号の二十三別記一の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第八十八号（関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット等の送出手順並びに伝送制御信号及び識別子の構成等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

第一項第一号中「第八条第一項」を「第八条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八条第二項」を「第八条第二号」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　共通情報のうち、標準方式第二十二条の二十四に関するものは、番組に関する情報、スクランブルを解くための鍵情報及び当該情報を示す制御情報（鍵管理システムに共通する情報を除く。以下「ＥＣＭ－Ｍ」という。）並びにスクランブルに関する情報のうち鍵管理システムに共通する情報（以下「ＥＩＭ－Ｍ」という。）とし、それらの構成及び送出手順は別表第十七号に示すおりとする。

第二項中「及びＴＬＶパケット」を「、ＴＬＶパケット、ＵＬＥパケット及び圧縮ＩＰパケット」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　ＵＬＥパケットの送出手順は、別表第十八号に示すとおりとする。

七　圧縮ＩＰパケットの送出手順は、別表第十九号に示すとおりとする。

第四項を第六項とし、第三項中「伝送制御信号」の下に「（標準方式第二十二条の十三第二項に関するものは除く。）」を加え、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　ＩＮＴの構成は、別表第二十三号に示すとおりとする。

第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　伝送制御信号のうち標準方式第二十二条の十三第二項に関するもの及びＰＰＣ情報の構成

一　ＦＤＭの構成は、別表第二十四号に示すとおりとする。

二　ＥＮＬＤＭの構成は、別表第二十五号に示すとおりとする。

三　ＯＩＳの構成は、別表第二十六号に示すとおりとする。

四　ＰＰＣ情報の構成は、別表第二十七号に示すとおりとする。

第二項の次に次の一項を加える。

3　トランスポートフレーム、データチャネルＭＡＣプロトコルカプセル及びコントロールプロトコルパケットの送出手順

一　トランスポートフレームの送出手順は、別表第二十号に示すとおりとする。

二　データチャネルＭＡＣプロトコルカプセルの送出手順は、別表第二十一号に示すとおりとする。

三　コントロールプロトコルパケットの送出手順は、別表第二十二号に示すとおりとする。

本則に次の一項を加える。

7　緊急警報放送メッセージ

緊急警報放送メッセージの構成は、別表第二十八号に示すとおりとする。

別表第十二号中「

緊急情報記述子	別記第11のとおり
ＩＰ／ＭＡＣストリーム配置記述子	別記第12のとおり

」を「

緊急情報記述子	別記第11のとおり

」に改め、同表別記第3注4中「及び」を「、」に改め、「第3章」の次に「及び第3章の2第1節」を加え、同表別記第4注7中「及び」を「、」に改め、「第3章」の次に「及び第3章の2第1節」を加え、同表別記第6注4の表中「

0xC2－0xFF		
未定義	0xC2	マ
	0xC3－0xFF	

」を「

未定義		
ルチメディア放送		
未定義		

」に改め、同表別記第7注3の表中「'001010'－'111111'」を「

未定義	'001010'	標準方式第３章の
	'001011'－'111111'	

」を「

2第1節に規定するデジタル放送
未定義

」に改め、同注5中「第4章まで」を「第3章の2第1節まで、第4章」に改め、別記第11注6中「第4章まで」を「第3章の2第1節まで、第4章」に改め、別記第11の次に次の別記を加える。

別記第12　ＩＰ／ＭＡＣストリーム配置記述子の構成

ＩＮＴ記述子タグ	記述子長	ネットワーク識別子	オリジナルネットワーク識別子	トランスポートストリーム識別子	サービス識別子	コンポーネントタグ
8	8	16	16	16	16	8

送出順

注1　ＩＮＴ記述子タグの値は、ＩＰ／ＭＡＣストリーム配置記述子を示す0x13とする。

2　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

3　ネットワーク識別子は、ネットワークの番号を識別するために使用する領域とする。

4　オリジナルネットワーク識別子は、当該トランスポートストリームの元のネットワークの識別番号を示すものとする。

5　トランスポートストリーム識別子は、トランスポートストリームの識別番号を示すものとする。

6　サービス識別子は、放送番組番号を識別するのに使用する領域とする。

7　コンポーネントタグは、対象とするＵＬＥパケットを伝送するストリームのタグ値を書き込む領域とする。

8　本記述子は、ＩＮＴの記述子１又は記述子３の領域で伝送するものとする。

別表第十四号3を削り、同表別記第4及び別記第5を削る。

別表第十六号の次に次の十二表を加える。

別表第十七号　ＥＣＭ－Ｍ及びＥＩＭ－Ｍの構成及び送出手順

1　ＥＣＭ－Ｍの構成及び送出手順

メッセージ識別	ＥＣＭ－Ｍ
8	

送出順